

「第3期岡山県障害者計画（だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン） （仮称）」素案の概要

1 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第2項に規定する「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」（都道府県障害者計画）として策定するものであり、県の障害のある人のための施策の推進に当たっての基本的な考え方を示して、今後の障害のある人のための施策の総合的な推進を図るものである。

2 計画期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間を対象とする。

3 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害のある人に社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを基本理念とする。

4 計画策定のポイント

- (1) 各分野の施策の現状と課題を分析し、重点施策と主要事業を記載するとともに、分野別施策ごとに事業一覧を作成し、計画の着実な推進を図るため、新たに「数値目標」を加えた。
- (2) 平成28年4月から施行される障害者差別解消法の趣旨を盛り込むとともに、施策の体系では、「教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等」、「安全・安心」及び「差別の解消及び権利擁護の推進」の3項目を新設した。
- (3) 障害のある人がより身近な地域で障害福祉サービスが受けられるよう障害保健福祉圏域を従来の3圏域から5圏域とした。